公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金平成二十七年度決算公告

一、事業概要
　計十団体に対し、総額四百九十九万八千円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十七年九月三十日現在
資産合計　八四、三一五、一〇二円
負債合計　〇円
正味信託財産　八四、三一五、一〇二円
平成二十七年十二月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託永尾武難病研究基金平成二十七年度決算公告

一、事業概要
　計十名に対し、総額一千万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十七年九月三十日現在
資産合計　二三、一三二、五七四円
負債合計　〇円
正味信託財産　二三、一三二、五七四円
平成二十七年十二月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託永尾武難病研究基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託成年後見助成基金平成二十七年度決算公告

一、事業概要
　計四百七十三先に対し、総額五千五百九十八万二千四百九十二円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十七年九月三十日現在
資産合計　四二三、〇九七、九〇〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　四二三、〇九七、九〇〇円
平成二十七年十二月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託成年後見助成基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託富山ファーストバンク社会福祉基金平成二十七年度決算公告

一、事業概要
　計十八団体に対し、総額六百万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十七年九月三十日現在
資産合計　一一四、二〇〇、〇四一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一一四、二〇〇、〇四一円
平成二十七年十二月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託富山ファーストバンク社会福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区南染師町六二番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　沼田　忠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六号旭開発ビル二〇五　エール法律事務所
相続財産管理人　弁護士　舘脇　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市十王町山部三〇番地、最後の住所茨城県鹿島郡鉾田町大字畑田一八七五番地　被相続人　亡　鈴木　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号
相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市口粟野一四五〇番地、最後の住所栃木県鹿沼市府中町三九三番地　被相続人　亡　黒川　貞二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
事務所栃木県宇都宮市小幡二丁目七番八号
須藤博法律事務所
相続財産管理人　弁護士　服部　有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区大原一丁目一一三〇番地、最後の住所埼玉県八潮市大字中馬場五二番地一四　被相続人　亡　吉田　勝彦
平成二十七年十二月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託富山ファーストバンク社会福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区南染師町六二番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　沼田　忠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六号旭開発ビル二〇五　エール法律事務所
相続財産管理人　弁護士　舘脇　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市十王町山部三〇番地、最後の住所茨城県鹿島郡鉾田町大字畑田一八七五番地　被相続人　亡　鈴木　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号
相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市口粟野一四五〇番地、最後の住所栃木県鹿沼市府中町三九三番地　被相続人　亡　黒川　貞二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
事務所栃木県宇都宮市小幡二丁目七番八号
須藤博法律事務所
相続財産管理人　弁護士　服部　有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区大原一丁目一一三〇番地、最後の住所埼玉県八潮市大字中馬場五二番地一四　被相続人　亡　吉田　勝彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大島町元町一丁目一一番地一三、最後の住所東京都大島町元町一丁目一一番一三号　被相続人　亡　立木　猛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
東京都千代田区神田神保町二丁目二一番一〇号高野ビル二階名古屋綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿五丁目五四三番地、最後の住所東京都中野区南台二丁目四八番一三号　被相続人　亡　小川美代子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル三〇六ＳＰＥＳ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治
平成二十七年十二月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託富山ファーストバンク社会福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区南染師町六二番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　沼田　忠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六号旭開発ビル二〇五　エール法律事務所
相続財産管理人　弁護士　舘脇　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市十王町山部三〇番地、最後の住所茨城県鹿島郡鉾田町大字畑田一八七五番地　被相続人　亡　鈴木　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号
相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市口粟野一四五〇番地、最後の住所栃木県鹿沼市府中町三九三番地　被相続人　亡　黒川　貞二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
事務所栃木県宇都宮市小幡二丁目七番八号
須藤博法律事務所
相続財産管理人　弁護士　服部　有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区大原一丁目一一三〇番地、最後の住所埼玉県八潮市大字中馬場五二番地一四　被相続人　亡　吉田　勝彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大島町元町一丁目一一番地一三、最後の住所東京都大島町元町一丁目一一番一三号　被相続人　亡　立木　猛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
東京都千代田区神田神保町二丁目二一番一〇号高野ビル二階名古屋綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿五丁目五四三番地、最後の住所東京都中野区南台二丁目四八番一三号　被相続人　亡　小川美代子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年十二月二十二日
東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル三〇六ＳＰＥＳ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

第７期決算公告　平成27年12月22日
東京都品川区東五反田四丁目５番３号
株式会社新光電舎
代表取締役　瀬尾　伸一
貸借対照表の要旨（平成27年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	420,202
	固定資産	41,800
	資産合計	**462,003**
負債及び純資産の部	流動負債	300,559
	固定負債	29,223
	負債合計	**329,783**
	株主資本	132,220
	資本金	50,000
	利益剰余金	82,220
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	80,220
	（うち当期純利益）	(25,948)
	純資産合計	**132,220**
	負債・純資産合計	**462,003**